明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔府　令〕
○宇宙資源の探査及び開発に関する事業活動の促進に関する法律施行規則（内閣府七三）　一
○人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令（同七四）　二
〔省　令〕
○犯罪をした者及び非行のある少年に対する社会内における処遇に関する規則の一部を改正する省令（法務四六）　三
○農林水産省関係畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行規則（農林水産六九）　二
○畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行規則（農林水産・国土交通六）　三
○宅地造成等規制法施行規則等の一部を改正する省令（国土交通七九）　五七
〔告　示〕
○電波法第百三条の二第二項の総務大臣が指定する周波数を定める件の一部を改正する件（総務四〇二）　五九
○肥料の登録の有効期間を更新した件（農林水産二一六〇）　六二
○生産業者及び輸入業者の名称及び住所並びに肥料の名称の変更に係る届出があった件（同二一六一）　六七
○肥料の登録が失効した件（同二一六二）　六七
〔公　告〕
諸事項
裁判所　破産、免責、再生関係　六八
特殊法人等　西日本高速道路株式会社工事一部完了、公認会計士等の登録及び登録抹消関係　六八
地方公共団体　行旅死亡人関係　六八
会社その他　六八
会社決算公告　六八

府令

○内閣府令第七十三号

宇宙資源の探査及び開発に関する事業活動の促進に関する法律（令和三年法律第八十三号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、宇宙資源の探査及び開発に関する事業活動の促進に関する法律施行規則を次のように定める。

令和三年十二月十六日

内閣総理大臣　岸田　文雄

宇宙資源の探査及び開発に関する事業活動の促進に関する法律施行規則

（定義）

第一条　この府令において使用する用語は、宇宙資源の探査及び開発に関する事業活動の促進に関する法律（以下「法」という。）において使用する用語の例による。

（法第二条第二号ロの内閣府令で定める行為）

第二条　法第二条第二号ロの内閣府令で定める行為は、宇宙資源の輸送とする。

（人工衛星の管理に係る許可の特例の申請）

第三条　法第三条第一項に規定する宇宙資源の探査及び開発の許可を受けようとする者は、人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律（平成二十八年法律第七十六号。以下「宇宙活動法」という。）第二十条第二項に規定する申請書を提出する際に、併せて様式第一の事業活動計画を提出しなければならない。

2　法第三条第一項第六号の内閣府令で定める事項は、同項第一号に規定する宇宙資源の探査及び開発に関する事業活動の資金計画及び実施体制とする。

（公表方法の特例等）

第四条　法第四条ただし書の内閣府令で定める場合は、公表することにより、宇宙資源の探査及び開発に関する事業活動に係る利益が不当に害されるおそれがある部分及びその理由を記載した書類を当該事業活動を行う者が内閣総理大臣に提出した場合であって、当該理由が合理的かつ妥当と認められる場合とする。

2　法第四条第三号の内閣府令で定める事項は、宇宙活動法第二十条第一項の許可の年月日及び許可番号とする。

附　則

この府令は、法の施行の日（令和三年十二月二十三日）から施行する。